

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行

第1条～第4条 略

(宅地造成に関する工事の許可申請手数料)

第5条 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）第8条第1項本文の許可の申請をしようとする者は、次の表に掲げる当該申請に係る切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

2 法第12条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次の各号に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。ただし、その額が460,000円を超えるときは、その手数料の額は、460,000円とする。

(1)～(3) 略

3 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づく書面の交付を受けようとする者は、1件につき、次の各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付を受けようとする場合にあっては、4,800円
- (2) 法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとする場合にあっては、980円

改 正 案

第1条～第4条 略

(宅地造成に関する工事の許可申請手数料)

第5条 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によるお从前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「旧法」という。）
第8条第1項本文の許可の申請をしようとする者は、次の表に掲げる当該申請に係る切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表 略

2 旧法第12条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次の各号に定める額を合算した額の手数料を納めなければならない。ただし、その額が460,000円を超えるときは、その手数料の額は、460,000円とする。

(1)～(3) 略

3 宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年 農林水産省 令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づく書面の交付を受けようとする者は、1件につき、次の各号に定める額の手数料を納めなければならない。
(1) 旧法第2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付を受けようとする場合にあっては、4,800円
(2) 旧法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとする場合にあっては、980円

(優良宅地造成等認定申請手数料)

(優良宅地造成等認定申請手数料)

第6条 略
2～4 略

5 租税特別措置法施行令第20条の2 第14項又は第38条の4 第24項の認定の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、31,000円の手数料を納めなければならない。

6 略

7 略
第7条～第13条 略

第6条 略
2～4 略

5 略
6 略

第7条～第13条 略